（申込みを受けた金庫が緊密な連携を図る者）

第五条　法第五条第二項に規定する主務省令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫とする。

（対応措置の実施に関する方針の策定等）

第六条　金庫は、法第六条の規定により、法第四条及び第五条の規定に基づく措置を円滑にとることができるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施に関する方針の策定

二　法第四条及び第五条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の整備

三　法第四条及び第五条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の整備

四　法第四条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者（同条第一項に規定する中小企業者をいう。）の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の整備

五　次に掲げる記録の保存

イ　第二号の体制の下で把握された法第四条及び第五条の規定に基づく措置の状況の記録

ロ　第三号の体制の下で行われた法第四条及び第五条の規定に基づく措置に係る苦情相談の記録

2　前項第五号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等）

第七条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間とする。

2　金庫は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しなければならない。

3　法第七条第一項に規定する主務省令で定める営業所又は事務所は、無人の事務所とする。

（対応措置等に関する説明書類の記載事項）

第八条　法第七条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施状況とする。

2　法第七条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、第六条第一項第一号に規定する方針の概要及び同項第二号から第四号までに規定する体制の概要とする。

（対応措置等に関する説明書類の電磁的記録等）

第九条　法第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

2　法第七条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4　法第七条第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態におく措置として主務省令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する措置とする。

（行政庁への報告に係る期間等）

第十条　法第八条第一項に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年の三月三十一日までの各期間とする。

2　法第八条第一項の規定による報告は、別紙様式第二号により作成し、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に行わなければならない。

（行政庁への報告内容）

第十一条　法第八条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　法第四条及び第五条の規定に基づく措置の実施状況（金庫が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあっては、その主な理由を含む。）

二　第六条第一項第一号に規定する方針及び同項第二号から第四号までに規定する体制に関する事項

附　則

（施行期日）

1　この命令は、法の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。ただし、第六条、第八条及び第十一条（第八条及び第十一条にあっては、法第六条の規定に基づく措置に係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年三月一日から施行する。

（対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する期間の特例）

2　法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。）及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日（法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあっては、平成二十二年三月一日）から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

別紙様式第１号（第７条関係）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（記載上の注意）

1　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針について、その概要（当該措置の実施に関する取組の方針及び当該措置に係る体制（理事の関与を含む。）の概要を含む。）を記載すること。また、当該措置の実施に関する方針と法の施行日前における対応措置に違いがある場合は、その内容も記載すること。

2　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制について、その概要（当該措置の状況を適切に把握するための記録の保存及び当該措置の状況の理事への報告の概要を含む。）を記載すること。